

○職員給与規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第3号

| | | |
|------|-------------|--------------|
| 一部改正 | 平成15年12月1日 | 平成15年度規程第82号 |
| 一部改正 | 平成16年4月1日 | 平成16年度規程第2号 |
| 一部改正 | 平成16年12月1日 | 平成16年度規程第38号 |
| 一部改正 | 平成17年10月1日 | 平成17年度規程第27号 |
| 一部改正 | 平成17年12月1日 | 平成17年度規程第30号 |
| 一部改正 | 平成18年3月31日 | 平成17年度規程第55号 |
| 一部改正 | 平成19年3月30日 | 平成18年度規程第46号 |
| 一部改正 | 平成19年11月30日 | 平成19年度規程第39号 |
| 一部改正 | 平成20年2月1日 | 平成19年度規程第45号 |
| 一部改正 | 平成20年3月31日 | 平成19年度規程第53号 |
| 一部改正 | 平成21年3月31日 | 平成20年度規程第43号 |
| 一部改正 | 平成21年12月1日 | 平成21年度規程第39号 |
| 一部改正 | 平成22年3月31日 | 平成21年度規程第63号 |
| 一部改正 | 平成22年6月30日 | 平成22年度規程第18号 |
| 一部改正 | 平成22年12月1日 | 平成22年度規程第39号 |
| 一部改正 | 平成23年3月31日 | 平成22年度規程第58号 |
| 一部改正 | 平成24年6月13日 | 平成24年度規程第5号 |
| 一部改正 | 平成25年3月31日 | 平成24年度規程第41号 |
| 一部改正 | 平成25年7月1日 | 平成25年度規程第11号 |
| 一部改正 | 平成26年3月31日 | 平成25年度規程第38号 |
| 一部改正 | 平成26年9月30日 | 平成26年度規程第8号 |
| 一部改正 | 平成26年11月30日 | 平成26年度規程第15号 |
| 一部改正 | 平成27年3月31日 | 平成26年度規程第51号 |
| 一部改正 | 平成28年2月29日 | 平成27年度規程第20号 |
| 一部改正 | 平成28年11月30日 | 平成28年度規程第11号 |
| 一部改正 | 平成28年12月28日 | 平成28年度規程第23号 |
| 一部改正 | 平成29年3月15日 | 平成28年度規程第32号 |
| 一部改正 | 平成29年12月31日 | 平成29年度規程第7号 |
| 一部改正 | 平成30年12月31日 | 平成30年度規程第13号 |
| 一部改正 | 2019年11月30日 | 2019年度規程第18号 |
| 一部改正 | 2020年3月31日 | 2019年度規程第29号 |
| 一部改正 | 2021年3月31日 | 2020年度規程第53号 |
| 一部改正 | 2021年6月30日 | 2021年度規程第9号 |

目次

| | |
|-----|-----|
| 第1章 | 総則 |
| 第2章 | 給与 |
| 第3章 | 諸手当 |

- 第4章 賞与
- 第5章 給与の特例
- 第6章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の職員の給与に関する事項について定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 職員の給与は、次の区分のとおりとする。

- 一 俸給
- 二 諸手当
 - 扶養手当
 - 職務手当
 - 特別都市手当
 - 広域異動手当
 - 超過勤務手当
 - 深夜勤務手当
 - 特別勤務手当
 - プロジェクトマネジメント手当
 - 通勤手当
 - 住居手当
 - 単身赴任手当
- 三 賞与

第2章 給与

(俸給の決定)

第3条 俸給の月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して、別表第1の俸給表により定める等級及び号俸の額とする。

(給与の支給日等)

第4条 給与（賞与を除く。）は、毎月20日、その月額を支給する。ただし、支給日が就業規則（平成15年度規程第8号。以下「就業規則」という。）第6条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

- 2 超過勤務手当及び特別勤務手当は、その月の分を翌月における前項に定める日に支給する。
- 3 給与は、職員の指定する本人名義の口座へ振込むことによって支払うものとする。ただし、職員が希望した場合は、通貨によって直接本人に支払うことができる。
- 4 法令等に基づき職員の給与から控除すべきものがある場合には、その職員に

支払うべき給与からその額を控除して支払うものとする。

(初任俸給)

第5条 新たに採用する者の初任俸給は、5等級1号俸を大学卒業者の基準とし、学歴、職歴及び能力等を総合的に勘案して決定する。

(昇給)

第6条 昇給は、職員各人の業績評価等に基づいて、毎年7月1日に行う。ただし、55歳を超える職員の昇給は、2号俸を限度として昇給を行うこととする。

2 次に掲げる職員には、昇給を行わない。

一 直近1年以内に出勤停止以上の懲戒処分を受けた職員

二 退職手続中の職員

3 俸給の月額がその属する職務の級における俸給の幅の最高額となっている職員については、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

(職務の等級)

第7条 給与の支給基準となる標準的な職務の等級は、次のとおりとする。

| | 職務の区分 | 等級 |
|---|---|---------|
| 1 | 特命審議役、技術戦略研究センター（以下「センター」という。）長、センター次長、部長、ストラテジーアーキテクト及びユニット長並びに支部長 | 1等級 |
| 2 | 統括主幹及び統括研究員並びに海外事務所長 | 1等級～2等級 |
| 3 | 課長、主任研究員及び主幹 | 2等級 |
| 4 | 課長代理及び主査 | 3等級 |
| 5 | 研究員 | 3等級～4等級 |
| 6 | 主任 | 4等級 |
| 7 | 一般職員 | 5等級～6等級 |

2 センター長の給与は、個人の専門能力及び経験等を考慮したときに前項の規定によりがたい場合には、理事長が別に定めることができる。

(昇格)

第8条 理事長は、職員をその者の長期にわたる業績評価等の結果に基づき、上位の級へ昇格させることができる。

2 職員が昇格したときにおいて受ける号俸等は、別に定める。

(降格)

第9条 理事長は、就業規則第31条の規定により職員を降格させることができる。

2 職員を降格させた場合におけるその者の俸給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた俸給の月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき降格した日の前日に受けていた俸給の月額と同じ額の号俸
- 二 降格した日の前日に受けていた俸給の月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該俸給の月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき降格した日の前日に受けていた俸給の月額の直近下位の額の号俸
- 三 降格した日の前日に受けていた俸給の月額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき降格した級の最高の号俸

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない時間の1時間につき第16条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(俸給の半減)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、職員が業務上の傷病によらない病気休暇又は疾病に係る就業禁止措置（以下、「病気休暇等」という。）により、90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の病気休暇等に係る日（1日の所定労働時間の全部を勤務しなかった日に限る。）につき、俸給の半額を減ずる。

- 2 前項の規定により俸給の半額が減ぜられた場合において、第15条及び第22条における俸給は当該半減後の額とする。

(日割計算)

第11条 月の中で異動を生じたときの職員の俸給、職務手当、特別都市手当及びプロジェクトマネジメント手当の月額は、日割計算をもって計算した額とする。

- 2 前項の日割計算をするときは、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。

(端数の処理)

第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、職員のうち扶養親族を有する者に支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の等級が1等級である職員には支給しない。

- 2 扶養親族の範囲は、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 四 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 六 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（職務手当）

第14条 職務手当は、次表に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ同表に定める額を支給する。

| | 職務の区分 | 手当額 |
|---|---|----------|
| 1 | 特命審議役、センター長、センター次長、本部の部長、ストラテジーアーキテクト、ユニット長及び支部長並びにこれらと同等の職で理事長の指定する者 | 107,000円 |
| 2 | 本部の統括研究員及び統括主幹 | 102,000円 |
| 3 | 本部の課長、主任研究員及び主幹並びに支部の統括研究員及び統括主幹 | 87,000円 |
| 4 | 支部の主幹 | 72,000円 |
| 5 | 本部の課長代理、主査及び研究員（3等級の者）並びにこれらと同等の職で理事長の指定する者 | 34,000円 |

- 2 センター長の職務手当は、個人の専門能力及び経験等を考慮したときに前項の規定によりがたい場合には、理事長が別に定めることができる。

（特別都市手当）

第15条 特別都市手当は、別表第2に掲げる支給地域に所在する事務所に在勤する職員に支給する。

- 2 特別都市手当の月額は、俸給、扶養手当及び職務手当の月額合計額に、別表第2に掲げる支給地域に応じてそれぞれ同表に掲げる支給割合（以下「都市手当割合」という。）を乗じて得た額とする。
- 3 別表第2に掲げる地域の事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合には、別に定めるところにより特別都市手当を支給することができる。

(広域異動手当)

第15条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるときは、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、職務手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合(以下「広域異動手当割合」という。)を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りではない。

一 300キロメートル以上 100分の6

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の3

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等の日以後は次の各号に定める広域異動手当を支給する。

一 再異動等に係る広域異動手当割合が当初広域異動等に係る広域異動手当割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当割合と同一の割合となるとき 再異動等の日から3年を経過するまでの間、再異動等に係る広域異動手当割合を乗じて得た広域異動手当

二 再異動等に係る広域異動手当割合が当初広域異動等に係る広域異動手当割合を下回るとき 再異動等の日から3年を経過するまでの間、当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当初広域異動等に係る広域異動手当割合を乗じて得た広域異動手当並びに当該期間を除いた期間は再異動等に係る広域異動手当

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第15条の規定により特別都市手当を支給される職員である場合における広域異動手当割合は、前2項の規定による広域異動手当割合から当該特別都市手当割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当割合が当該特別都市手当給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第16条 超過勤務手当は、就業規則第7条の規定により時間外勤務又は休日勤

務を命ぜられた職員に支給する。

- 2 超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次表に掲げる勤務の区分に応じて、勤務1時間当たりの給与額にそれぞれ同表に定める割合（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

| | 勤務の区分 | 支給割合 |
|---|---|--|
| 1 | 休日以外の日における時間外勤務 | 100分の125（勤務の区分1及び2の合計が1月60時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。）を超える場合にあっては、100分の150） |
| 2 | 休日（就業規則第6条第1項第1号に規定する日曜日以外の休日をいう。以下、この区分において同じ。）における勤務（休日において、勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合を除く。） | 100分の135（勤務の区分1及び2の合計が1月60時間（労働基準法第32条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。）を超える場合にあっては、100分の150） |
| 3 | 休日（就業規則第6条第1項第1号に規定する日曜日をいう。以下、この区分において同じ。）における勤務（休日において、勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合を除く。） | 100分の135 |

- 3 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、職務手当の月額及びこれらに都市手当割合、広域異動手当割合を乗じて得た額の合計額を当該年における1月の平均所定勤務時間数で除した額とする。

- 4 第14条の表第1号から第4号に規定する職員（以下「特定管理職員」という。）には、超過勤務手当は支給しない。

（深夜勤務手当）

第16条の2 深夜勤務手当は、特定管理職員が22時から翌日の5時までの間

に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

(特別勤務手当)

第17条 特別勤務手当は、特定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合に支給する。

2 特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とすることができる。

(プロジェクトマネジメント手当)

第18条 プロジェクトマネジメント手当は、職員のうち理事長がプロジェクトマネージャーとして指名した者に対して支給する。

2 プロジェクトマネジメント手当の月額は、7,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、時間、距離及び運賃等の実情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路により算出される次の各号に掲げる金額を支給する。ただし、1ヶ月当たり55,000円を限度とする。

- 一 交通機関が定期券を発行している場合で当該定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合には、当該交通機関が発行している利用区間に係る最長通用期間(6ヶ月を限度とする。)の定期券の金額
- 二 交通機関が定期券を発行していない場合及び前号に該当しない場合には、別に定めるところにより算出した金額

(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し、別に定めるところにより支給する。

- 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(機構の宿舍の使用を許可され、使用料を支払っている職員、国等からの出向者等であつて、国等から貸与された宿舍に居住している職員及び父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員を除く。)
- 二 次条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

(単身赴任手当)

第21条 単身赴任手当は、在勤する事務所を異にする異動に伴い住居を転居し、

やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に対し、別に定めるところにより支給する。

第4章 賞与

(賞与)

第22条 賞与は、年2回、6月1日及び12月1日（退職した職員にあっては、当該退職した日。以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、理事長が別に定める日に支給する。

2 基準日に在職する職員のうち、次の各号の一に該当する職員には賞与を支給しない。

一 無給休職者

二 育児休業者（就業規則第32条の規定に該当する職員をいう。）

ただし、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した時間がある職員には、当該基準日に係る賞与を支給する。

三 刑事休職者（就業規則第24条の表第3号の規定に該当する職員をいう。）

四 停職者（就業規則第34条第4号の規定に該当する職員をいう。）

3 一事業年度の業績評価等に応じた年間賞与は、翌年度の6月1日及び12月1日を基準日とする賞与により、必要な調整を行った上で支給する。

4 賞与の年額は、基準日における賞与基礎月額（次項により算出される額をいう。）に別に定める支給係数及び業績評価係数（一定期間における職員の業績評価に応じた係数をいう。）を乗じた額を基礎として、在職期間に応じて支給する。

5 賞与基礎月額は、次の各号によって算定された額を合算した額とする。ただし、職員が就業規則第24条第1項第1号、第3号又は第4号により休職にされた場合は、次の第1号及び第2号によって算定された額を合算した額とする。

一 俸給及び扶養手当を合算した額

二 前号の額に都市手当割合、広域異動手当割合を乗じて得た額

三 俸給に、次表に掲げる職務の区分に応じた管理職加算率を乗じて得た額

四 俸給及びこれに都市手当割合を乗じて得た額の合計額に、それぞれ次表に掲げる職務の区分に応じた職務加算率を乗じて得た額

| | 職務の区分 | 管理職加算率 | 職務加算率 |
|---|---|---------|---------|
| 1 | 特命審議役、センター長、センター次長、本部の部長、ストラテジーアーキテクト、ユニット長及び支部長並びにこれらと同等の職で理事長の指定する者 | 100分の23 | 100分の20 |
| 2 | 本部の統括研究員及び統括主幹並びにこれらと同等の職で理事長の指定する者 | 100分の16 | 100分の18 |
| 3 | 本部の課長、主任研究員及び主 | 100分の16 | 100分の17 |

| | | | |
|---|--|---------|---------|
| | 幹並びに支部の統括研究員及び統括主幹並びにこれらと同等の職で理事長の指定する者 | | |
| 4 | 支部の課長、主任研究員及び主幹並びにこれらと同等の職で理事長の指定する者 | 100分の14 | 100分の15 |
| 5 | 課長代理、主査及び研究員（3等級の者）並びにこれらと同等の職で理事長の指定する者 | | 100分の10 |
| 6 | 主任及び研究員（4等級の者）のうち理事長の指定する者 | | 100分の5 |

6 年度の途中で退職した職員の賞与は、別に定めるところにより支給する。

第5章 給与の特例

（休職者の給与）

第23条 職員が職務上負傷し、又は疾病にかかり休職にされた場合は、その休職の期間中、俸給、扶養手当及びこれらに都市手当割合を乗じて得た額並びに住居手当の額の合計額（以下「休職者給与基礎額」という。）に単身赴任手当を加えた額を支給する。

2 職員が就業規則第24条第1項第2号により休職にされた場合は、その休職の期間中、当該職員の給与は機構の業務に従事した場合と同様に取り扱うものとする。ただし、出向協定等により別の定めがある場合はこの限りではない。

3 前2項以外の事由により職員が休職にされた場合は、次表に掲げる区分により休職者給与基礎額を支給することができる。

| | 休職の区分 | 支給期間 | 支給額 |
|---|--------------------------|-----------|---------------------|
| 1 | 結核性疾患にかかり休職にされたとき | 満2年に達するまで | 休職者給与基礎額の100分の80 |
| 2 | 業務上の理由によらない傷病により休職にされたとき | 満1年に達するまで | 休職者給与基礎額の100分の80 |
| 3 | 刑事事件に関し起訴され休職にされたとき | 全期間 | 休職者給与基礎額の100分の60 |
| 4 | 上記以外の事由により休職にされたとき | 全期間 | 休職者給与基礎額の100分の100以内 |

（介護休業者等の給与）

第24条 職員が就業規則第31条の2に規定する介護休業等により勤務しない場合は、第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第16条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支

給する。

(育児休業者等の給与)

第25条 職員が就業規則第32条の規定に基づき育児休業等をする場合の給与については、次の各号に定めるところによる。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日前6カ月以内の期間において勤務した日数がある職員には、当該日数に係る賞与を支給する。
- 二 就業規則第32条第3項第1号により勤務しない場合は、第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第16条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 三 育児休業期間が終了し基準日に職務に復帰している職員の賞与については別に定める。

(退職及び死亡の場合の支給)

第26条 休職期間満了による退職、定年退職及び機構の都合による退職並びに死亡の場合は、第11条の規定にかかわらず、その者の退職又は死亡した日を含む当該月分の給与を支給することができる。

(在外職員の給与)

第27条 在外職員の給与は、別に定めるところによる。

第6章 雑則

(雑則)

第28条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 平成15年9月30日現在新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「旧機構」という。）に在職する職員であって、同年10月1日以降機構の職員となった者の在職期間は、その者の旧機構の職員としての在職期間を機構の職員としての在職期間とみなすものとする。
- 3 平成15年12月に支給される賞与は、第22条の規定にかかわらず別に定めるところによる。

附 則（平成15年12月1日平成15年度規程第78号）

この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日平成16年度規程第2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月1日平成16年度規程第38号）

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日平成17年度規程第27号）

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程第16条第3項の規定は、平成15年10月1日から適用する。
- 3 前項を適用することによって生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成17年12月1日平成17年度規程第30号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日平成17年度規程第55号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き改正後の第3条の規定に基づく俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額（以下「新俸給月額」という。）が同日において受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、その達するまでの間は新俸給月額に加え、新俸給月額と旧俸給月額の差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 この規程の施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間、第6条第1項に規定する昇給の号俸数については、業績評価等に基づく昇給の号俸数から1号俸を減じた号俸数とする。
- 5 平成15年度規程第3号の附則第3項の規定は廃止する。
- 6 平成22年3月31日までの間、改正後の第15条第2項に規定する別表第2の支給割合は次表に掲げる支給割合とする。

| 支給地域 | 支給割合 |
|---------|-------------------------|
| 東京都特別区 | 100分の12を超えない範囲内で別に定める割合 |
| 神奈川県川崎市 | 100分の6を超えない範囲内で別に定める割合 |
| 大阪府大阪市 | 100分の9を超えない範囲内で別に定める割合 |
| 福岡県福岡市 | 100分の4を超えない範囲内で別に定める割合 |

附 則（平成19年3月30日平成18年度規程第46号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行日の前日から引き続き改正後の第14条の規定に基づく職務手当の適用を受ける職員で、その者の受ける職務手当（以下「新職務手当」という。）が同日において受けていた職務手当（以下「旧職務手当」という。）に達しないこととなる職員には、新職務手当のほか、その差額に相当する額を下表の期間及び支給率の区分により支給する。

| 期間 | 支給率 |
|-----------------------|---------|
| 平成19年4月1日から平成20年3月31日 | 差額の100% |
| 平成20年4月1日から平成21年3月31日 | 差額の75% |
| 平成21年4月1日から平成22年3月31日 | 差額の50% |
| 平成22年4月1日から平成23年3月31日 | 差額の25% |

- 3 平成20年3月31日までの間においては、第15条第2項に規定する別表第2の支給割合にかかわらず次表に掲げる支給割合とする。

| 支給地域 | 支給割合 |
|---------|--------|
| 東京都特別区 | 100分の8 |
| 神奈川県川崎市 | 100分の6 |
| 大阪府大阪市 | 100分の6 |
| 福岡県福岡市 | 100分の2 |

- 4 平成20年3月31日までの間においては、改正後の第15条の2第1項第一号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第二号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則（平成19年11月30日平成19年度規程第39号）

- この規程は、平成19年11月30日から施行する。
- この規程による改正後の職員給与規程第13条第3項の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 前項を適用することによって生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成20年2月1日平成19年度規程第45号）

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日平成19年度規程第53号）

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成21年3月31日までの間においては、第15条第2項に規定する別表第2の支給割合にかかわらず次表に掲げる支給割合とする。

| 支給地域 | 支給割合 |
|---------|---------|
| 東京都特別区 | 100分の10 |
| 神奈川県川崎市 | 100分の6 |

| | |
|--------|----------|
| 大阪府大阪市 | 100 分の 7 |
| 福岡県福岡市 | 100 分の 3 |

附 則（平成 21 年 3 月 31 日平成 20 年度規程第 43 号）

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日までの間においては、第 15 条第 2 項に規定する別表第 2 の支給割合にかかわらず次表に掲げる支給割合とする。

| 支給地域 | 支給割合 |
|---------|-----------|
| 東京都特別区 | 100 分の 11 |
| 神奈川県川崎市 | 100 分の 6 |
| 大阪府大阪市 | 100 分の 8 |
| 福岡県福岡市 | 100 分の 4 |

附 則（平成 21 年 12 月 1 日平成 21 年度規程第 39 号）

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 1 の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受ける職員（以下「減額改定対象職員」という。）の平成 21 年 12 月に支給する賞与の額は、第 22 条の規定により算出される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、職務手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額
- 3 平成 17 年度規程第 55 号の附則第 2 項に規定する措置の適用を受ける職員であつて、この規程の施行の日において同規程の附則第 2 号に規定する減額改定対象職員である場合にあつては、同規程の施行の日の属する月における俸給月額に、同規程の施行の日の前日に受けていた平成 17 年度規程第 55 号附則第 2 項の規定により算出される額を加えた額を俸給として支給する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日平成 21 年度規程第 63 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日平成 22 年度規程第 18 号）

この規程は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成22年12月1日平成22年度規程第39号）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 別表第1の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受ける職員（以下「減額改定対象職員」という。）の平成22年12月に支給する賞与の額は、第22条の規定により算出される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、職務手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.28を乗じて得た額
- 3 当分の間、職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 俸給月額 当該職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 二 職務手当 当該職員の職務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 三 特別都市手当 当該職員の俸給月額に対する特別都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 四 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - 五 賞与 それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額合計額（第22条第5項の表において管理職加算率及び職務加算率の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に同条同項同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、第22条第4項に規定する支給係数を乗じて得た額に、同条同項に規定する在職期間に係る率を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
- 六 第23条第1項及び同条第2項の表第1号から第4号の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第23条第1項又は同条第2項の表第1号中支給期間が満6ヶ月に達するまでに該当する場合 第1号及び第3号に定める額
 - ロ 第23条第2項の表第1号中支給期間が満6ヶ月を超え満3年に達するまでに該当する場合又は同項同表第2号 第1号及び第3号に定める額に100分の70を乗じて得た額
 - ハ 第23条第2項の表第3号 第1号及び第3号に定める額に100分の

50 を乗じて得た額

ニ 第 2 3 条第 2 項の表第 4 号 第 1 号及び第 3 号に定める額に、同号の規定により当該職員に支給される支給額に係る割合を乗じて得た額

- 4 附則第 3 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 16 条第 3 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額合計額に当該年における 1 月の平均所定勤務時間数で除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する附則第 3 項の規定の適用については、同項中「当該職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 12 月 1 日」とする。
- 6 平成 17 年度規程第 55 号の附則第 2 項に規定する措置の適用を受ける職員であって、この規程の施行の日において同規程の附則第 2 項に規定する減額改定対象職員である場合にあっては、同規程の施行の日の属する月における俸給月額（同規程の附則第 3 項に規定する職員にあっては、当該俸給月額から同項の規定により減ずる額を減じた額）に、同規程の施行の日の前日に受けていた平成 17 年度規程第 55 号附則第 2 項の規定により算出される額を加えた額を俸給として支給する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日平成 22 年度規程第 58 号）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員（同日において 1 等級及び 2 等級の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成 21 年 7 月 1 日において第 6 条の規定による昇給した職員その他平成 21 年 4 月 1 日以降に採用された職員等当該昇給した職員との権衡上必要があると認められる職員の平成 23 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 24 年 6 月 13 日平成 24 年度規程第 5 号）

- 1 この規程は、平成 24 年 6 月 13 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第 1 の俸給表を平成 24 年 4 月 1 日から適用することにより生ずる差額の減額方法については別に定める。
- 3 平成 17 年度規程第 55 号の附則第 2 項に規定する措置の適用を受ける職員であって、この規程の適用の日において別表第 1 の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受ける職員である場合にあっては、同規程の適用の日の属する月における俸給月額（平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項に規定する措置の適用を受ける職員にあっては、当該俸給月額から同項の規定により減ずる額を減じた額）に、同規程の適用の日の前日に受けていた平成 17 年度規程第 55 号附則第 2 項の規定により算出される額（平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項に規定する措置の適用を受ける職員にあっては、当該額から、当該額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額に相当する額を減じ

た額)を加えた額を俸給として支給する。

- 4 平成17年度規程第55号附則第2項中「その達する」を「平成26年3月31日」に改める。
- 5 平成24年6月1日から平成26年5月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、別表第1の俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(平成17年度規程第55号の附則第2項の規定による俸給を含む。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる等級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

| 等級 | 割合 |
|---------|-----------|
| 2等級以上 | 100分の9.77 |
| 3等級 | 100分の7.77 |
| 4等級～6等級 | 100分の4.77 |

- 6 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 職務手当 当該職員(第14条第1項の表第5号に規定する職員を除く。)の職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 二 特別都市手当 当該職員の俸給月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員(第14条第1項の表第5号に規定する職員を除く。)の職務手当に対する特別都市手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 三 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員(第14条第1項の表第5号に規定する職員を除く。)の職務手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 四 賞与 当該職員が受けるべき賞与の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - 五 第23条第1項及び同条第2項の表第1号から第4号の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第23条第1項又は同条第2項の表第1号中支給期間が満6ヶ月に達するまでに該当する場合 前項及び第2号に定める額
 - ロ 第23条第2項の表第1号中支給期間が満6ヶ月を超え満3年に達するまでに該当する場合又は同項同表第2号 前項及び第2号に定める額に100分の70を乗じて得た額
 - ハ 第23条第2項の表第3号 前項及び第2号に定める額に100分の50を乗じて得た額
 - ニ 第23条第2項の表第4号 前項及び第2号に定める額に、同号の規定により当該職員に支給される支給額に係る割合を乗じて得た額
- 7 特例期間においては、第10条、第16条第2項、第24条及び第25条第

1 項第 2 号に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 16 条第 3 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額を当該年における 1 月の平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 8 特例期間においては、平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項の規定の適用を受ける職員に対する第 5 項及び第 6 項第 1 号から第 5 号まで並びに第 7 項の規定の適用については、第 5 項中「、俸給月額に」とあるのは、「、俸給月額から平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 6 項第 1 号中「職務手当の月額」とあるのは「職務手当の月額から平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項第 2 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 2 号中「俸給月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する特別都市手当の月額から平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 3 号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 4 号中「賞与の額」とあるのは「賞与の額から平成 22 年度規程第 39 号の附則第 3 項第 5 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 5 号イからニ中「前項及び第 2 号」とあるのは「第 8 項の規定により読み替えられた前項及び第 2 号」と、第 7 項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成 22 年度規程第 39 号の附則第 4 項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 9 第 5 項から前項までの規定により計算した額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 10 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない職員（同日において 1 等級及び 2 等級の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成 19 年 7 月 1 日、平成 20 年 7 月 1 日、平成 21 年 7 月 1 日の第 6 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して必要がある職員の平成 24 年 7 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 25 年 3 月 31 日平成 24 年度規程第 41 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 1 日平成 25 年度規程第 32 号）

- 1 この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 4 月 1 日において 39 歳に満たない職員（同日において 1 等級及び 2 等級の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成 19 年 7 月 1 日、平成 20 年 7 月 1 日、平成 21 年 7 月 1 日の第 6 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して必要がある職員の平成 25 年 7 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平成26年3月31日平成25年度規程第38号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない職員（同日において1等級及び2等級の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年7月1日、平成20年7月1日、平成21年7月1日の第6条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して必要がある職員の平成26年7月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 当分の間、国等の機関から出向により採用された職員の給与に関し、理事長が特に必要と認める場合は、特段の措置を講ずることができる。

附 則（平成26年9月30日平成26年度規程第8号）

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日より前から引き続いて病気欠勤を取得している場合は、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日より前に休職となっている場合は、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月30日平成26年度規程第15号）

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を平成26年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成27年3月31日平成26年度規程第51号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により改正後の俸給月額（新俸給月額）が施行日前日に受けていた俸給月額（旧俸給月額）を下回る職員については、新俸給月額が旧俸給月額を上回ることとなるまでの間、第3条に規定する別表第1にかかわらず、改正前の別表第1を適用し施行日前日に受けていた俸給月額を適用する。ただし、同項の規定は施行日から平成30年3月31日までの間適用する。
- 3 平成30年3月31日までの間、第15条第2項に規定する別表第2の支給割合にかかわらず、次表に掲げる支給割合とする。

| 支給地域 | 支給割合 |
|---------|---------|
| 東京都特別区 | 100分の12 |
| 神奈川県川崎市 | 100分の7 |
| 大阪府大阪市 | 100分の9 |

- 4 平成22年度規程第39号附則第3項及び第4項の規定は、平成30年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成28年2月29日平成27年度規程20号）

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年3月改正規程附則第3項中「平成30年3月31日までの間」を「平成28年3月31日までの間」に改め、「100分12」を「100分の12.5」に改め、「100分の7」を「100分の9」に改め、「100分の9」を「100分の9.5」に改める。
- 3 平成28年3月31日までの間、別表第1の俸給表は次表に掲げる俸給表を適用する。

| 号俵 | 1等級 | | 2等級 | | 3等級 | | 4等級 | | 5等級 | | 6等級 | | 号俵 |
|----|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|----|
| | 俵給の月額 | 昇給額 | 俵給の月額 | 昇給額 | 俵給の月額 | 昇給額 | 俵給の月額 | 昇給額 | 俵給の月額 | 昇給額 | 俵給の月額 | 昇給額 | |
| 1 | 436,000 | | 373,600 | | 321,500 | | 259,300 | | 194,500 | | 132,500 | | 1 |
| 2 | 438,500 | 2,500 | 376,100 | 2,500 | 324,100 | 2,600 | 261,800 | 2,500 | 197,500 | 3,000 | 134,100 | 1,600 | 2 |
| 3 | 441,100 | 2,600 | 378,500 | 2,400 | 326,600 | 2,500 | 264,200 | 2,400 | 200,500 | 3,000 | 135,600 | 1,500 | 3 |
| 4 | 443,600 | 2,500 | 381,100 | 2,600 | 329,200 | 2,600 | 266,600 | 2,400 | 203,500 | 3,000 | 137,300 | 1,700 | 4 |
| 5 | 445,900 | 2,300 | 383,600 | 2,500 | 331,700 | 2,500 | 269,000 | 2,400 | 206,500 | 3,000 | 138,900 | 1,600 | 5 |
| 6 | 448,300 | 2,400 | 386,100 | 2,500 | 334,000 | 2,300 | 271,500 | 2,500 | 209,400 | 2,900 | 140,500 | 1,600 | 6 |
| 7 | 450,600 | 2,300 | 388,600 | 2,500 | 336,300 | 2,300 | 274,100 | 2,600 | 212,300 | 2,900 | 142,200 | 1,700 | 7 |
| 8 | 453,000 | 2,400 | 390,900 | 2,300 | 338,700 | 2,400 | 276,600 | 2,500 | 215,200 | 2,900 | 143,900 | 1,700 | 8 |
| 9 | 455,400 | 2,400 | 393,400 | 2,500 | 341,000 | 2,300 | 279,200 | 2,600 | 218,100 | 2,900 | 145,600 | 1,700 | 9 |
| 10 | 457,800 | 2,400 | 395,700 | 2,300 | 343,300 | 2,300 | 281,700 | 2,500 | 220,800 | 2,700 | 147,300 | 1,700 | 10 |
| 11 | 460,200 | 2,400 | 398,200 | 2,500 | 345,600 | 2,300 | 284,100 | 2,400 | 223,400 | 2,600 | 149,000 | 1,700 | 11 |
| 12 | 462,500 | 2,300 | 400,600 | 2,400 | 347,700 | 2,100 | 286,500 | 2,400 | 226,000 | 2,600 | 150,700 | 1,700 | 12 |
| 13 | 464,700 | 2,200 | 402,900 | 2,300 | 349,700 | 2,000 | 289,000 | 2,500 | 228,500 | 2,500 | 152,400 | 1,700 | 13 |
| 14 | 467,100 | 2,400 | 404,900 | 2,000 | 351,900 | 2,200 | 291,200 | 2,200 | 231,000 | 2,500 | 154,100 | 1,700 | 14 |
| 15 | 469,300 | 2,200 | 407,000 | 2,100 | 354,000 | 2,100 | 293,400 | 2,200 | 233,500 | 2,500 | 155,700 | 1,600 | 15 |
| 16 | 471,600 | 2,300 | 409,200 | 2,200 | 356,100 | 2,100 | 295,700 | 2,300 | 235,900 | 2,400 | 157,500 | 1,800 | 16 |
| 17 | 473,900 | 2,300 | 411,200 | 2,000 | 358,300 | 2,200 | 297,900 | 2,200 | 238,300 | 2,400 | 159,200 | 1,700 | 17 |
| 18 | 476,300 | 2,400 | 413,200 | 2,000 | 360,400 | 2,100 | 300,200 | 2,300 | 239,900 | 1,600 | 160,700 | 1,500 | 18 |
| 19 | 478,400 | 2,100 | 415,200 | 2,000 | 362,600 | 2,200 | 302,500 | 2,300 | 241,700 | 1,800 | 162,400 | 1,700 | 19 |
| 20 | 480,800 | 2,400 | 417,300 | 2,100 | 364,700 | 2,100 | 304,700 | 2,200 | 243,400 | 1,700 | 164,000 | 1,600 | 20 |
| 21 | 483,200 | 2,400 | 419,300 | 2,000 | 366,700 | 2,000 | 306,900 | 2,200 | 245,100 | 1,700 | 165,600 | 1,600 | 21 |
| 22 | 485,600 | 2,400 | 421,400 | 2,100 | 368,800 | 2,100 | 309,000 | 2,100 | 246,900 | 1,800 | 167,400 | 1,800 | 22 |
| 23 | 487,900 | 2,300 | 423,500 | 2,100 | 370,700 | 1,900 | 311,200 | 2,200 | 248,700 | 1,800 | 169,100 | 1,700 | 23 |
| 24 | 490,200 | 2,300 | 425,300 | 1,800 | 372,400 | 1,700 | 313,300 | 2,100 | 250,600 | 1,900 | 170,700 | 1,600 | 24 |
| 25 | 492,500 | 2,300 | 427,400 | 2,100 | 374,500 | 2,100 | 315,500 | 2,200 | 252,600 | 2,000 | 172,400 | 1,700 | 25 |
| 26 | 494,700 | 2,200 | 429,500 | 2,100 | 376,500 | 2,000 | 317,500 | 2,000 | 254,400 | 1,800 | 174,100 | 1,700 | 26 |
| 27 | 497,100 | 2,400 | 431,500 | 2,000 | 378,500 | 2,000 | 319,600 | 2,100 | 256,300 | 1,900 | 175,800 | 1,700 | 27 |
| 28 | 499,200 | 2,100 | 433,600 | 2,100 | 380,600 | 2,100 | 321,700 | 2,100 | 258,200 | 1,900 | 177,400 | 1,600 | 28 |
| 29 | 501,300 | 2,100 | 435,700 | 2,100 | 382,600 | 2,000 | 323,600 | 1,900 | 260,100 | 1,900 | 179,100 | 1,700 | 29 |
| 30 | 503,200 | 1,900 | 437,800 | 2,100 | 384,700 | 2,100 | 325,600 | 2,000 | 262,000 | 1,900 | 180,800 | 1,700 | 30 |
| 31 | 505,300 | 2,100 | 439,600 | 1,800 | 386,700 | 2,000 | 327,300 | 1,700 | 263,900 | 1,900 | 182,400 | 1,600 | 31 |
| 32 | 507,400 | 2,100 | 441,600 | 2,000 | 388,700 | 2,000 | 329,200 | 1,900 | 265,800 | 1,900 | 184,100 | 1,700 | 32 |
| 33 | 509,600 | 2,200 | 443,600 | 2,000 | 390,600 | 1,900 | 331,100 | 1,900 | 267,700 | 1,900 | 185,800 | 1,700 | 33 |
| 34 | 511,800 | 2,200 | 445,400 | 1,800 | 392,400 | 1,800 | 332,900 | 1,800 | 269,600 | 1,900 | 187,500 | 1,700 | 34 |
| 35 | 513,900 | 2,100 | 447,400 | 2,000 | 394,300 | 1,900 | 334,800 | 1,900 | 271,500 | 1,900 | 189,100 | 1,600 | 35 |
| 36 | 516,000 | 2,100 | 449,300 | 1,900 | 396,100 | 1,800 | 336,600 | 1,800 | 273,300 | 1,800 | 190,700 | 1,600 | 36 |
| 37 | 518,100 | 2,100 | 451,200 | 1,900 | 397,900 | 1,800 | 338,500 | 1,900 | 275,200 | 1,900 | 192,400 | 1,700 | 37 |
| 38 | 520,300 | 2,200 | 453,000 | 1,800 | 399,700 | 1,800 | 340,400 | 1,900 | 277,100 | 1,900 | 194,200 | 1,800 | 38 |
| 39 | 522,400 | 2,100 | 454,800 | 1,800 | 401,400 | 1,700 | 342,200 | 1,800 | 278,900 | 1,800 | 195,800 | 1,600 | 39 |
| 40 | 524,300 | 1,900 | 456,700 | 1,900 | 402,800 | 1,400 | 344,100 | 1,900 | 280,800 | 1,900 | 197,500 | 1,700 | 40 |
| 41 | 526,500 | 2,200 | 458,600 | 1,900 | 404,500 | 1,700 | 345,900 | 1,800 | 282,500 | 1,700 | 199,200 | 1,700 | 41 |
| 42 | 528,600 | 2,100 | 460,400 | 1,800 | 406,200 | 1,700 | 347,600 | 1,700 | 284,400 | 1,900 | 200,900 | 1,700 | 42 |
| 43 | 530,800 | 2,200 | 462,100 | 1,700 | 407,900 | 1,700 | 349,400 | 1,800 | 286,200 | 1,800 | 202,600 | 1,700 | 43 |
| 44 | 532,900 | 2,100 | 463,500 | 1,400 | 409,700 | 1,800 | 351,200 | 1,800 | 287,900 | 1,700 | 204,300 | 1,700 | 44 |
| 45 | 535,100 | 2,200 | 465,200 | 1,700 | 411,400 | 1,700 | 352,900 | 1,700 | 289,700 | 1,800 | 205,900 | 1,600 | 45 |
| 46 | 537,200 | 2,100 | 467,100 | 1,900 | 413,100 | 1,700 | 354,600 | 1,700 | 291,400 | 1,700 | 207,600 | 1,700 | 46 |
| 47 | 539,300 | 2,100 | 468,800 | 1,700 | 414,800 | 1,700 | 356,400 | 1,800 | 293,100 | 1,700 | 209,300 | 1,700 | 47 |
| 48 | 541,400 | 2,100 | 470,600 | 1,800 | 416,300 | 1,500 | 358,000 | 1,600 | 294,600 | 1,500 | 210,800 | 1,500 | 48 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|----|
| 49 | 543,500 | 2,100 | 472,300 | 1,700 | 418,000 | 1,700 | 359,700 | 1,700 | 296,300 | 1,700 | 212,500 | 1,700 | 49 |
| 50 | 545,600 | 2,100 | 474,100 | 1,800 | 419,700 | 1,700 | 361,300 | 1,600 | 297,800 | 1,500 | 214,100 | 1,600 | 50 |
| 51 | 547,500 | 1,900 | 475,900 | 1,800 | 421,200 | 1,500 | 362,900 | 1,600 | 299,500 | 1,700 | 215,800 | 1,700 | 51 |
| 52 | 549,500 | 2,000 | 477,700 | 1,800 | 422,900 | 1,700 | 364,400 | 1,500 | 300,900 | 1,400 | 217,200 | 1,400 | 52 |
| 53 | 551,500 | 2,000 | 479,300 | 1,600 | 424,600 | 1,700 | 365,900 | 1,500 | 302,500 | 1,600 | 218,900 | 1,700 | 53 |
| 54 | 553,100 | 1,600 | 481,100 | 1,800 | 426,100 | 1,500 | 367,500 | 1,600 | 304,000 | 1,500 | 220,600 | 1,700 | 54 |
| 55 | 554,800 | 1,700 | 482,900 | 1,800 | 427,800 | 1,700 | 368,800 | 1,300 | 305,600 | 1,600 | 222,200 | 1,600 | 55 |
| 56 | 556,400 | 1,600 | 484,700 | 1,800 | 429,400 | 1,600 | 370,100 | 1,300 | 307,100 | 1,500 | 223,800 | 1,600 | 56 |
| 57 | 557,700 | 1,300 | 486,500 | 1,800 | 431,000 | 1,600 | 371,600 | 1,500 | 308,700 | 1,600 | 225,600 | 1,800 | 57 |
| 58 | 559,600 | 1,900 | 488,200 | 1,700 | 432,300 | 1,300 | 373,000 | 1,400 | 310,300 | 1,600 | 227,300 | 1,700 | 58 |
| 59 | 561,500 | 1,900 | 489,800 | 1,600 | 433,800 | 1,500 | 374,500 | 1,500 | 311,800 | 1,500 | 229,000 | 1,700 | 59 |
| 60 | 563,300 | 1,800 | 491,500 | 1,700 | 435,200 | 1,400 | 375,800 | 1,300 | 313,400 | 1,600 | 230,700 | 1,700 | 60 |
| 61 | 565,100 | 1,800 | 493,200 | 1,700 | 436,700 | 1,500 | 377,000 | 1,200 | 314,900 | 1,500 | 232,100 | 1,400 | 61 |
| 62 | 566,800 | 1,700 | 494,900 | 1,700 | 437,700 | 1,000 | | | | | | | 62 |
| 63 | 568,500 | 1,700 | 496,600 | 1,700 | 439,200 | 1,500 | | | | | | | 63 |
| 64 | 570,200 | 1,700 | 498,200 | 1,600 | 440,400 | 1,200 | | | | | | | 64 |
| 65 | 571,800 | 1,600 | 499,800 | 1,600 | 441,900 | 1,500 | | | | | | | 65 |
| 66 | 573,300 | 1,500 | 501,300 | 1,500 | 443,400 | 1,500 | | | | | | | 66 |
| 67 | 574,900 | 1,600 | 502,900 | 1,600 | 444,600 | 1,200 | | | | | | | 67 |
| 68 | 576,300 | 1,400 | 504,600 | 1,700 | 446,100 | 1,500 | | | | | | | 68 |
| 69 | 577,900 | 1,600 | 506,300 | 1,700 | 447,600 | 1,500 | | | | | | | 69 |
| 70 | 579,300 | 1,400 | 508,000 | 1,700 | 449,000 | 1,400 | | | | | | | 70 |
| 71 | 580,800 | 1,500 | 509,700 | 1,700 | 450,500 | 1,500 | | | | | | | 71 |
| 72 | 582,300 | 1,500 | 511,400 | 1,700 | 452,000 | 1,500 | | | | | | | 72 |
| 73 | 583,700 | 1,400 | 512,900 | 1,500 | 453,400 | 1,400 | | | | | | | 73 |
| 74 | 585,000 | 1,300 | 514,500 | 1,600 | 454,700 | 1,300 | | | | | | | 74 |
| 75 | 586,400 | 1,400 | 516,000 | 1,500 | 456,100 | 1,400 | | | | | | | 75 |
| 76 | 587,800 | 1,400 | 517,500 | 1,500 | 457,500 | 1,400 | | | | | | | 76 |
| 77 | 589,100 | 1,300 | 519,000 | 1,500 | 458,900 | 1,400 | | | | | | | 77 |
| 78 | | | 520,400 | 1,400 | 460,200 | 1,300 | | | | | | | 78 |
| 79 | | | 521,700 | 1,300 | 461,500 | 1,300 | | | | | | | 79 |
| 80 | | | 523,000 | 1,300 | 462,800 | 1,300 | | | | | | | 80 |
| 81 | | | 524,300 | 1,300 | 463,800 | 1,000 | | | | | | | 81 |
| 82 | | | 525,500 | 1,200 | 464,800 | 1,000 | | | | | | | 82 |
| 83 | | | 526,700 | 1,200 | 465,800 | 1,000 | | | | | | | 83 |
| 84 | | | 528,000 | 1,300 | 466,900 | 1,100 | | | | | | | 84 |
| 85 | | | 529,300 | 1,300 | 467,900 | 1,000 | | | | | | | 85 |
| 86 | | | 530,500 | 1,200 | 468,900 | 1,000 | | | | | | | 86 |
| 87 | | | 531,600 | 1,100 | 469,900 | 1,000 | | | | | | | 87 |
| 88 | | | 532,700 | 1,100 | 470,900 | 1,000 | | | | | | | 88 |
| 89 | | | 533,900 | 1,200 | 471,900 | 1,000 | | | | | | | 89 |
| 90 | | | | | 472,900 | 1,000 | | | | | | | 90 |
| 91 | | | | | 473,900 | 1,000 | | | | | | | 91 |
| 92 | | | | | 474,900 | 1,000 | | | | | | | 92 |
| 93 | | | | | 475,900 | 1,000 | | | | | | | 93 |
| 94 | | | | | 476,800 | 900 | | | | | | | 94 |
| 95 | | | | | 477,700 | 900 | | | | | | | 95 |
| 96 | | | | | 478,600 | 900 | | | | | | | 96 |
| 97 | | | | | 479,500 | 900 | | | | | | | 97 |

4 この規程により生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成28年11月30日平成28年度規程第11号）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を平成28年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成28年12月28日平成28年度規程第23号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日平成28年度規程第32号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第22条第3項の規定は、施行日以後に支給する賞与について適用し、同日前に支給した賞与については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第22条第5項ただし書の規定は、施行日以後に取得する休職に適用し、同日前に休職を取得している場合については、なお従前の例による。
- 4 施行日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第13条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」とする。
- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第13条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「前項第2号」とあるのは、「同項第2号」とする。
- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第13条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「6,500円、前項第2号」とあるのは「6,500円（職務の等級が1等級である職員にあっては、3,500円）、同項第2号」とする。

附 則（平成29年12月31日平成29年度規程第7号）

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

- 2 この規程による改正後の別表第1を平成29年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（平成30年12月31日平成30年度規程第13号）

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を平成30年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（2019年11月30日2019年度規程第18号）

- 1 この規程は、2019年12月1日から施行し、2019年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の別表第1を2019年4月1日から適用することにより生ずる差額の支給方法については別に定める。

附 則（2020年3月31日2019年度規程第29号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年度規程第53号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2021年度規程第9号）

この規程は、2021年7月1日から施行する。

別表第1

| 号俵 | 1等級 | | 2等級 | | 3等級 | | 4等級 | | 5等級 | | 6等級 | | 号俵 |
|----|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|----|
| | 月額 | 昇給額 | 月額 | 昇給額 | 月額 | 昇給額 | 月額 | 昇給額 | 月額 | 昇給額 | 月額 | 昇給額 | |
| 1 | 437,200 | 2,500 | 374,900 | 2,500 | 297,700 | 2,600 | 223,400 | 2,500 | 199,800 | 3,000 | 138,100 | 1,600 | 1 |
| 2 | 439,700 | 2,600 | 377,400 | 2,400 | 300,300 | 2,600 | 225,900 | 2,600 | 202,800 | 2,900 | 139,700 | 1,500 | 2 |
| 3 | 442,300 | 2,500 | 379,800 | 2,500 | 302,900 | 2,600 | 228,500 | 2,600 | 205,700 | 3,000 | 141,200 | 1,700 | 3 |
| 4 | 444,800 | 2,300 | 382,300 | 2,500 | 305,500 | 2,600 | 231,100 | 2,500 | 208,700 | 2,900 | 142,900 | 1,600 | 4 |
| 5 | 447,100 | 2,400 | 384,800 | 2,500 | 308,100 | 2,600 | 233,600 | 2,500 | 211,600 | 2,900 | 144,500 | 1,600 | 5 |
| 6 | 449,500 | 2,300 | 387,300 | 2,500 | 310,700 | 2,600 | 236,100 | 2,500 | 214,500 | 2,900 | 146,100 | 1,700 | 6 |
| 7 | 451,800 | 2,400 | 389,800 | 2,300 | 313,300 | 2,600 | 238,600 | 2,500 | 217,400 | 2,900 | 147,800 | 1,700 | 7 |
| 8 | 454,200 | 2,400 | 392,100 | 2,500 | 315,900 | 2,600 | 241,100 | 2,500 | 220,300 | 2,900 | 149,500 | 1,700 | 8 |
| 9 | 456,600 | 2,400 | 394,600 | 2,300 | 318,500 | 2,600 | 243,600 | 2,500 | 223,200 | 2,700 | 151,200 | 1,700 | 9 |
| 10 | 459,000 | 2,400 | 396,900 | 2,500 | 321,100 | 2,600 | 246,100 | 2,500 | 225,900 | 2,600 | 152,900 | 1,600 | 10 |
| 11 | 461,400 | 2,300 | 399,400 | 2,400 | 323,700 | 2,600 | 248,600 | 2,500 | 228,500 | 2,500 | 154,500 | 1,700 | 11 |
| 12 | 463,700 | 2,200 | 401,800 | 2,300 | 326,300 | 2,400 | 251,100 | 2,500 | 231,000 | 2,500 | 156,200 | 1,700 | 12 |
| 13 | 465,900 | 2,400 | 404,100 | 2,000 | 328,700 | 2,600 | 253,600 | 2,500 | 233,500 | 2,200 | 157,900 | 1,600 | 13 |
| 14 | 468,300 | 2,200 | 406,100 | 2,100 | 331,300 | 2,500 | 256,100 | 2,500 | 235,700 | 2,400 | 159,500 | 1,600 | 14 |
| 15 | 470,500 | 2,300 | 408,200 | 2,200 | 333,800 | 2,300 | 258,600 | 2,500 | 238,100 | 2,300 | 161,100 | 1,800 | 15 |
| 16 | 472,800 | 2,300 | 410,400 | 2,000 | 336,100 | 2,100 | 261,100 | 2,500 | 240,400 | 2,200 | 162,900 | 1,700 | 16 |
| 17 | 475,100 | 2,400 | 412,400 | 2,000 | 338,200 | 2,400 | 263,600 | 2,300 | 242,600 | 1,500 | 164,600 | 1,300 | 17 |
| 18 | 477,500 | 2,100 | 414,400 | 2,000 | 340,600 | 2,200 | 265,900 | 2,400 | 244,100 | 1,700 | 165,900 | 1,700 | 18 |
| 19 | 479,600 | 2,400 | 416,400 | 2,100 | 342,800 | 2,100 | 268,300 | 2,400 | 245,800 | 1,500 | 167,600 | 1,600 | 19 |
| 20 | 482,000 | 2,400 | 418,500 | 2,000 | 344,900 | 2,300 | 270,700 | 2,100 | 247,300 | 1,700 | 169,200 | 1,400 | 20 |
| 21 | 484,400 | 2,400 | 420,500 | 2,100 | 347,200 | 2,000 | 272,800 | 2,300 | 249,000 | 1,600 | 170,600 | 1,700 | 21 |
| 22 | 486,800 | 2,300 | 422,600 | 2,100 | 349,200 | 2,000 | 275,100 | 2,500 | 250,600 | 1,600 | 172,300 | 1,700 | 22 |
| 23 | 489,100 | 2,300 | 424,700 | 1,800 | 351,200 | 2,000 | 277,600 | 2,400 | 252,200 | 1,600 | 174,000 | 1,600 | 23 |
| 24 | 491,400 | 2,300 | 426,500 | 2,100 | 353,200 | 2,100 | 280,000 | 2,400 | 253,800 | 2,000 | 175,600 | 1,700 | 24 |
| 25 | 493,700 | 2,200 | 428,600 | 2,100 | 355,300 | 2,100 | 282,400 | 2,400 | 255,800 | 1,600 | 177,300 | 1,700 | 25 |
| 26 | 495,900 | 2,400 | 430,700 | 2,000 | 357,400 | 2,200 | 284,800 | 2,100 | 257,400 | 1,700 | 179,000 | 1,500 | 26 |
| 27 | 498,300 | 2,100 | 432,700 | 2,100 | 359,600 | 2,000 | 286,900 | 2,300 | 259,100 | 1,800 | 180,500 | 1,600 | 27 |
| 28 | 500,400 | 2,100 | 434,800 | 2,100 | 361,600 | 2,200 | 289,200 | 2,300 | 260,900 | 1,600 | 182,100 | 1,700 | 28 |
| 29 | 502,500 | 1,900 | 436,900 | 2,100 | 363,800 | 2,100 | 291,500 | 2,100 | 262,500 | 1,800 | 183,800 | 1,600 | 29 |
| 30 | 504,400 | 2,100 | 439,000 | 1,800 | 365,900 | 2,000 | 293,600 | 2,000 | 264,300 | 1,700 | 185,400 | 1,400 | 30 |
| 31 | 506,500 | 2,100 | 440,800 | 2,000 | 367,900 | 2,100 | 295,600 | 2,300 | 266,000 | 1,900 | 186,800 | 1,700 | 31 |
| 32 | 508,600 | 2,200 | 442,800 | 2,000 | 370,000 | 1,900 | 297,900 | 2,200 | 267,900 | 1,800 | 188,500 | 1,700 | 32 |
| 33 | 510,800 | 2,200 | 444,800 | 1,800 | 371,900 | 1,700 | 300,100 | 2,200 | 269,700 | 1,900 | 190,200 | 1,500 | 33 |
| 34 | 513,000 | 2,100 | 446,600 | 2,000 | 373,800 | 2,100 | 302,300 | 2,200 | 271,600 | 1,900 | 191,700 | 1,600 | 34 |
| 35 | 515,100 | 2,100 | 448,600 | 1,900 | 375,700 | 2,000 | 304,500 | 2,200 | 273,500 | 1,600 | 193,300 | 1,600 | 35 |
| 36 | 517,200 | 2,100 | 450,500 | 1,900 | 377,700 | 2,000 | 306,700 | 2,200 | 275,100 | 1,700 | 194,900 | 1,700 | 36 |
| 37 | 519,300 | 2,200 | 452,400 | 1,800 | 379,700 | 2,100 | 308,900 | 2,000 | 276,800 | 1,800 | 196,600 | 1,600 | 37 |
| 38 | 521,500 | 2,100 | 454,200 | 1,800 | 381,800 | 2,000 | 310,900 | 2,200 | 278,600 | 1,800 | 198,200 | 1,600 | 38 |
| 39 | 523,600 | 1,900 | 456,000 | 1,900 | 383,800 | 2,100 | 313,100 | 2,000 | 280,400 | 1,700 | 199,800 | 1,600 | 39 |
| 40 | 525,500 | 2,200 | 457,900 | 1,900 | 385,900 | 2,000 | 315,100 | 2,200 | 282,100 | 1,600 | 201,400 | 1,700 | 40 |
| 41 | 527,700 | 2,100 | 459,800 | 1,800 | 387,900 | 2,000 | 317,300 | 1,700 | 283,700 | 1,900 | 203,100 | 1,400 | 41 |
| 42 | 529,800 | 2,200 | 461,600 | 1,700 | 389,900 | 1,900 | 319,000 | 2,100 | 285,600 | 1,800 | 204,500 | 1,700 | 42 |
| 43 | 532,000 | 2,100 | 463,300 | 1,400 | 391,800 | 1,800 | 321,100 | 2,100 | 287,400 | 1,700 | 206,200 | 1,700 | 43 |
| 44 | 534,100 | 2,200 | 464,700 | 1,700 | 393,600 | 1,900 | 323,200 | 1,900 | 289,100 | 1,800 | 207,900 | 1,600 | 44 |
| 45 | 536,300 | 2,100 | 466,400 | 1,900 | 395,500 | 1,800 | 325,100 | 1,700 | 290,900 | 1,700 | 209,500 | 1,500 | 45 |
| 46 | 538,400 | 2,100 | 468,300 | 1,700 | 397,300 | 1,800 | 326,800 | 1,700 | 292,600 | 1,700 | 211,000 | 1,600 | 46 |
| 47 | 540,500 | 2,100 | 470,000 | 1,800 | 399,100 | 1,800 | 328,500 | 1,900 | 294,300 | 1,500 | 212,600 | 1,500 | 47 |
| 48 | 542,600 | 2,100 | 471,800 | 1,700 | 400,900 | 1,700 | 330,400 | 1,900 | 295,800 | 1,700 | 214,100 | 1,700 | 48 |
| 49 | 544,700 | 2,100 | 473,500 | 1,800 | 402,600 | 1,400 | 332,300 | 1,800 | 297,500 | 1,500 | 215,800 | 1,600 | 49 |
| 50 | 546,800 | 1,900 | 475,300 | 1,800 | 404,000 | 1,700 | 334,100 | 1,900 | 299,000 | 1,700 | 217,400 | 1,700 | 50 |
| 51 | 548,700 | 2,000 | 477,100 | 1,800 | 405,700 | 1,700 | 336,000 | 1,800 | 300,700 | 1,400 | 219,100 | 1,400 | 51 |
| 52 | 550,700 | 2,000 | 478,900 | 1,600 | 407,400 | 1,700 | 337,800 | 1,900 | 302,100 | 1,600 | 220,500 | 1,700 | 52 |
| 53 | 552,700 | 1,600 | 480,500 | 1,800 | 409,100 | 1,800 | 339,700 | 1,900 | 303,700 | 1,500 | 222,200 | 1,600 | 53 |
| 54 | 554,300 | 1,700 | 482,300 | 1,800 | 410,900 | 1,700 | 341,600 | 1,800 | 305,200 | 1,600 | 223,800 | 1,400 | 54 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|-----|
| 55 | 556,000 | 1,600 | 484,100 | 1,800 | 412,600 | 1,700 | 343,400 | 1,900 | 306,800 | 1,500 | 225,200 | 1,400 | 55 |
| 56 | 557,600 | 1,300 | 485,900 | 1,800 | 414,300 | 1,700 | 345,300 | 1,800 | 308,300 | 1,600 | 226,600 | 1,800 | 56 |
| 57 | 558,900 | 1,900 | 487,700 | 1,700 | 416,000 | 1,500 | 347,100 | 1,700 | 309,900 | 1,600 | 228,400 | 1,600 | 57 |
| 58 | 560,800 | 1,900 | 489,400 | 1,600 | 417,500 | 1,700 | 348,800 | 1,800 | 311,500 | 1,500 | 230,000 | 1,600 | 58 |
| 59 | 562,700 | 1,800 | 491,000 | 1,700 | 419,200 | 1,700 | 350,600 | 1,800 | 313,000 | 1,600 | 231,600 | 1,600 | 59 |
| 60 | 564,500 | 1,800 | 492,700 | 1,700 | 420,900 | 1,500 | 352,400 | 1,700 | 314,600 | 1,500 | 233,200 | 1,300 | 60 |
| 61 | 566,300 | 1,700 | 494,400 | 1,700 | 422,400 | 1,700 | 354,100 | 1,700 | 316,100 | | 234,500 | | 61 |
| 62 | 568,000 | 1,700 | 496,100 | 1,700 | 424,100 | 1,700 | 355,800 | 1,800 | | | | | 62 |
| 63 | 569,700 | 1,700 | 497,800 | 1,600 | 425,800 | 1,500 | 357,600 | 1,600 | | | | | 63 |
| 64 | 571,400 | 1,600 | 499,400 | 1,600 | 427,300 | 1,700 | 359,200 | 1,700 | | | | | 64 |
| 65 | 573,000 | 1,500 | 501,000 | 1,500 | 429,000 | 1,600 | 360,900 | 1,600 | | | | | 65 |
| 66 | 574,500 | 1,600 | 502,500 | 1,600 | 430,600 | 1,600 | 362,500 | 1,600 | | | | | 66 |
| 67 | 576,100 | 1,400 | 504,100 | 1,700 | 432,200 | 1,300 | 364,100 | 1,500 | | | | | 67 |
| 68 | 577,500 | 1,600 | 505,800 | 1,700 | 433,500 | 1,500 | 365,600 | 1,500 | | | | | 68 |
| 69 | 579,100 | 1,400 | 507,500 | 1,700 | 435,000 | 1,400 | 367,100 | 1,600 | | | | | 69 |
| 70 | 580,500 | 1,500 | 509,200 | 1,700 | 436,400 | 1,500 | 368,700 | 1,300 | | | | | 70 |
| 71 | 582,000 | 1,500 | 510,900 | 1,700 | 437,900 | 1,000 | 370,000 | 1,300 | | | | | 71 |
| 72 | 583,500 | 1,400 | 512,600 | 1,500 | 438,900 | 1,500 | 371,300 | 1,500 | | | | | 72 |
| 73 | 584,900 | 1,300 | 514,100 | 1,600 | 440,400 | 1,200 | 372,800 | 1,400 | | | | | 73 |
| 74 | 586,200 | 1,400 | 515,700 | 1,500 | 441,600 | 1,500 | 374,200 | 1,500 | | | | | 74 |
| 75 | 587,600 | 1,400 | 517,200 | 1,500 | 443,100 | 1,500 | 375,700 | 1,300 | | | | | 75 |
| 76 | 589,000 | 1,300 | 518,700 | 1,500 | 444,600 | 1,200 | 377,000 | 1,200 | | | | | 76 |
| 77 | 590,300 | 1,300 | 520,200 | 1,400 | 445,800 | 1,500 | 378,200 | | | | | | 77 |
| 78 | 591,600 | 1,300 | 521,600 | 1,300 | 447,300 | 1,500 | | | | | | | 78 |
| 79 | 592,900 | 1,300 | 522,900 | 1,300 | 448,800 | 1,400 | | | | | | | 79 |
| 80 | 594,200 | 1,300 | 524,200 | 1,300 | 450,200 | 1,500 | | | | | | | 80 |
| 81 | 595,500 | 1,300 | 525,500 | 1,200 | 451,700 | 1,500 | | | | | | | 81 |
| 82 | 596,800 | 1,300 | 526,700 | 1,200 | 453,200 | 1,400 | | | | | | | 82 |
| 83 | 598,100 | 1,300 | 527,900 | 1,300 | 454,600 | 1,300 | | | | | | | 83 |
| 84 | 599,400 | 1,300 | 529,200 | 1,300 | 455,900 | 1,400 | | | | | | | 84 |
| 85 | 600,700 | 1,300 | 530,500 | 1,200 | 457,300 | 1,400 | | | | | | | 85 |
| 86 | 602,000 | 1,300 | 531,700 | 1,100 | 458,700 | 1,400 | | | | | | | 86 |
| 87 | 603,300 | 1,300 | 532,800 | 1,100 | 460,100 | 1,300 | | | | | | | 87 |
| 88 | 604,600 | 1,300 | 533,900 | 1,200 | 461,400 | 1,300 | | | | | | | 88 |
| 89 | 605,900 | 1,300 | 535,100 | 1,200 | 462,700 | 1,300 | | | | | | | 89 |
| 90 | 607,200 | 1,300 | 536,300 | 1,200 | 464,000 | 1,000 | | | | | | | 90 |
| 91 | 608,500 | 1,300 | 537,500 | 1,200 | 465,000 | 1,000 | | | | | | | 91 |
| 92 | 609,800 | 1,300 | 538,700 | 1,200 | 466,000 | 1,000 | | | | | | | 92 |
| 93 | 611,100 | 1,300 | 539,900 | 1,200 | 467,000 | 1,100 | | | | | | | 93 |
| 94 | 612,400 | 1,300 | 541,100 | 1,200 | 468,100 | 1,000 | | | | | | | 94 |
| 95 | 613,700 | 1,300 | 542,300 | 1,200 | 469,100 | 1,000 | | | | | | | 95 |
| 96 | 615,000 | 1,300 | 543,500 | 1,200 | 470,100 | 1,000 | | | | | | | 96 |
| 97 | 616,300 | 1,300 | 544,700 | 1,200 | 471,100 | 1,000 | | | | | | | 97 |
| 98 | 617,600 | 1,300 | 545,900 | 1,200 | 472,100 | 1,000 | | | | | | | 98 |
| 99 | 618,900 | | 547,100 | | 473,100 | 1,000 | | | | | | | 99 |
| 100 | | | | | 474,100 | 1,000 | | | | | | | 100 |
| 101 | | | | | 475,100 | 1,000 | | | | | | | 101 |
| 102 | | | | | 476,100 | 1,000 | | | | | | | 102 |
| 103 | | | | | 477,100 | 900 | | | | | | | 103 |
| 104 | | | | | 478,000 | 900 | | | | | | | 104 |
| 105 | | | | | 478,900 | 900 | | | | | | | 105 |
| 106 | | | | | 479,800 | 900 | | | | | | | 106 |
| 107 | | | | | 480,700 | | | | | | | | 107 |

別表第 2

特別都市手当の支給地域及び支給割合（第 15 条関係）

| 支給地域 | 支給割合 |
|---------|-----------|
| 東京都特別区 | 100 分の 14 |
| 神奈川県川崎市 | 100 分の 10 |
| 大阪府大阪市 | 100 分の 10 |

備考

この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成 15 年 10 月 1 日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。